

### 3. 利用加工について

(8) シラヒゲウニの製品化(昭和49年、3月継続) 沖縄農水省は「特許申請者(漁業者)」を認定。沖縄県内観光土産品を対象に「珍味ウニ」の製品化を試み漁協婦人部を中心に生活改善グループの育成強化を目標に漁家担当普及員とも協力し、現地加工講習会、実技指導を行ないその他漁獲物の高度利用を計っている。伊江漁協婦人部、伊是名、伊平屋生改グループ、宮古地域島尻グループ、八重山地域、石垣グループ等も活動課題として検討中である。

(9) トビイカ調味改良試験(昭和49年度、3年継続) 久米島仲里漁協婦人部、国頭漁協婦人部、名護漁協汀間グループ。主に仲里漁協婦人部が実施する。トビイカの調味改良試験は、主に漁業生産者による生産漁協の希望事項であり、前記同様これが改良製品化を実施していく。今年はテスト製品として組合を中心に販売されている。

## 4. 一般業務

- (1) 漁具漁法、漁業資源(主要魚種)の実態把握
- (2) 市場水揚状況と漁海況の実情把握
- (3) 階層別漁業経営体の把握
- (4) 系統機関の利用指導
- (5) 流通施設の設置指導
- (6) 科学装備の普及指導
- (7) 漁業形態の改善指導(複数経営)
- (8) 移住漁業者の実態把握
- (9) 後継者養成指導
- (10) 沿岸汚染の実態把握
- (11) 渔船漁具保全施設及び陸揚施設の設置指導

## 5. その他関係施策との連けい

### (1) 漁家の生活改善普及事業との連けい

- (漁家担当普及員、各市町村駐在12名) いわゆる「漁業士官」として漁業行政の指揮の中心
- (2) 沿岸漁業構造改善事業との連けい
- (主務課、市町村、各漁協団体)

- (3) 渔村青壮年育成事業との連けい
- イ 新技術の導入

### 六 後継者の育成、確保

- (4) 普及協力体制の育成、協力